

随意契約の状況

所管： 保健福祉課

執行： 令和8年4月1日

件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額（円）
八雲地域生活支援体制整備事業業務	生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化を図る。	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日	社会福祉法人八雲町社会福祉協議会 会長 大野 尚司	6,122,625円

随意契約とした理由

当該事業は、介護保険法の地域支援事業に位置付けられたもので、生活支援コーディネーターを配置し、公的な介護サービスだけではなく、ボランティア団体や様々な団体、住民自らが実施しているインフォーマルなサービスとの連携を図りながら、高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化を目指すものである。

社会福祉協議会は地域福祉の担い手であり、ボランティア活動を推進しているほか、日常的に民生委員や町内会などと連携して業務を行っており、町内に同様な事業が可能な事業者がないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による競争入札に適さないものとして、随意契約とするものです。

（八雲町財務規則第140条第2項第1号）